

<対策のポイント>

畠地のかんがい施設整備や区画整理、水田地帯における畠作物・園芸作物を導入した営農体系への転換のための汎用化・畠地化など、畠地・樹園地の高機能化を推進します。

<事業目標>

農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（10割〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1 畠作経営の体質強化に必要な畠地かんがい等の生産基盤や営農環境の総合的な整備

畠作地帯における畠地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備等による総合的な基盤整備を実施

〔営農用水施設や土層改良、水管理施設の整備等は単独でも実施可能〕

【附帯事業】

中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費を交付 等

【実施要件】 受益面積20ha（畠地帯総合整備中山間地域型は10ha）以上

（樹園地については受益面積5ha以上※（0.5ha以上の団地の合計））等

※ 優良品種・品目の導入に取り組む場合

2 水田地帯における畠作物・園芸作物の導入・定着に向けた汎用化・畠地化のための整備

パイプライン化や排水改良等による水田の汎用化・畠地化等の基盤整備を実施

【附帯事業】

高収益作物の導入面積割合に応じた推進費を交付

【実施要件】 受益面積20ha（中山間地域等 10ha）以上

（事業実施区域の5割以上で畠作物・園芸作物を作付けする場合は5ha以上）等

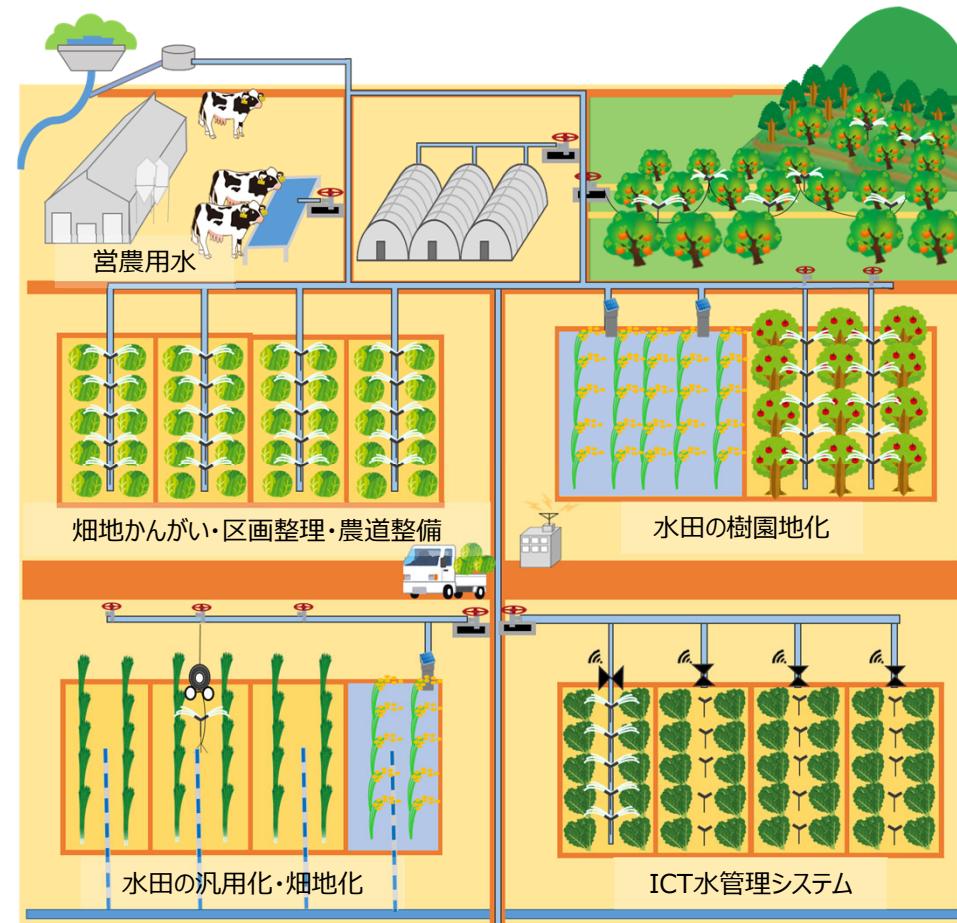
3 実施計画策定事業

事業の実施に必要な実施計画や換地計画の策定のための調査・調整等（施設計画策定のうち、重要地区・施設に係る定額支援は令和11年度まで）

<事業の流れ>



※下線部は拡充内容



[お問い合わせ先] 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)